

## ◆◆◆◆◆ 町内で、店舗などを営む皆さんへ ◆◆◆◆◆

# 「プレミアム付商品券」の取扱店を募集します

10月1日に予定されている消費税率の引き上げに伴い、住民税非課税の人および小さな乳幼児のいる子育て世帯の消費に与える影響緩和と地域の消費喚起を目的として、プレミアム付商品券を販売します。つきましては、商品券を使用できる取扱店を募集します。

### 参加できる業種

玉村町内に店舗や事業所がある事業主の皆さんは、取扱店として参加できます。

- 小売業（食料品、衣料品、日用雑貨、本、文房具、家電、ガソリンスタンド、自転車など）
- 飲食業（飲食店、喫茶店、居酒屋など） ○サービス業（理・美容、クリーニング、タクシーなど）
- その他（リフォーム、造園、建具、内・外装工事など）

※業種によっては取扱店として参加できないものがあります。

### 取扱店になるには？

申請に基づき、町の審査を経て取扱店として承認します。取扱店には、登録証明書、口座振替依頼書、ポスター等を配布します。プレミアム付商品券の使用期間は、令和元年10月1日～令和2年2月29日までです。

### 商品券の換金方法は？

町内金融機関窓口にて手続きしてください。後日、指定の口座に振り込みとなります。

### 換金期間

令和元年10月1日から令和2年3月13日まで

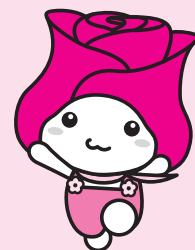
### 申し込み方法

「登録申請書」に必要事項を記入して、経済産業課商工労働係（勤労者センター内）へ、直接ご持参いただくかご郵送ください。FAXの場合は、必ず着信確認の電話をお願いします。

※「登録申請書」は、勤労者センターにて配布または町ホームページからダウンロードできます。

※町内に複数の店舗がある場合には、店舗ごとに申請してください。

※複数の店舗が含まれる商業施設などの一括申し込みは出来ません。



## 申込期間

## 令和元年8月1日～令和2年1月31日まで

取扱店募集について詳しくは、経済産業課商工労働係までお問い合わせください。

経済産業課 商工労働係（勤労者センター内） ☎0270-65-7144

## ● プレミアム付商品券とは ●

「プレミアム付商品券」は、4,000円で5,000円分の買い物ができる商品券です。1セット4,000円（500円券×10枚）で、1人あたり、最大5セットまで購入できます。町内の取扱店で使用できます。商品券を購入できるのは、A・Bのいずれかに当てはまる人です。[両方の要件に該当する人は両方の立場で商品券を購入できます。]

**A** → 平成31年度住民税が非課税の人（住民税が課税されている人の扶養となっている人や、生活保護等を受けている人などを除く）

※購入対象となる可能性のある人は町から順次、購入申込書（申請書）が送られます。

**B** → 2016年4月2日～2019年9月30日までに生まれた子どもがいる世帯の世帯主

※購入対象となる世帯へは町から順次、購入引換券が送られます。（申請不要）

**使用期間等** ▶ 令和元年10月1日～令和2年2月29日まで【町内の使用可能な店舗で使用できます。】

**問い合わせ先** ▶ 健康福祉課 社会福祉係 専用ダイヤル ☎0270-61-8131（平日の午前9時から～午後5時まで）

※玉村町での商品券の販売場所や販売時期、使用可能店舗等は、詳しく決まり次第広報たまむらや町ホームページでお知らせいたします。